

飛 翔

**労働保険事務組合
東京SR経営労務センター**
 〒101-0061 東京都千代田区三崎町
 3-7-12 清話会ビル4階
 ☎ 03(3264)0751・FAX 03(3264)0753
 URL <http://tokyo-sr.jp>
 発行人 川崎秀明
 編集会員委員会



9月の槍ヶ岳

≪ 目 次 ≫

再任のご挨拶	2	やっとたどりついた湯ノ湖への旅
東京SR経営労務センター		臨海ブロック 折笠 総子
平成29年度通常総代会報告	3	14
東京SR建設業労災福祉協会		東京オリンピック
平成29年度通常総代会報告	10	多摩ブロック 松本 貴孝
◆交流のひろば◆		15
ヨガの師匠		◆行政窓口情報◆
中央ブロック 佐藤 康三	13	<ハローワーク飯田橋>
		16
		<中央労働基準監督署>
		17
		事務局からのお知らせ
		18



再任のご挨拶

東京SR経営労務センター会長 川崎秀明

会員の皆様には、日頃より東京SR経営労務センターの事業運営につきまして格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、私は、去る6月16日の総代会におきまして引続き会長職を仰せつかりました。28年度の事業報告にもあります通り、会員数等は4月1日現在、社労士個人会員数は909名で昨年より35名増、一昨年と比べますと76名増えております。法人会員数は109名で昨年より16名増、一昨年からは36名増となり、合わせますと1,018名と念願でありました千名を超えることができました。また、委託事業場数は5,831事業場と昨年より486事業場、一昨年よりは1,017事業場と大幅に増加しております。このように順調な増加を継続できていることは、会員の皆さまのご支援があったからこそと感謝申し上げます。お蔭さまで財務基盤も大変に堅調に推移しており、国からの報奨金が3千万円から1千万円に減額され厳しい状況に陥った平成25年度当時の心配も払拭できたものと思っております。

私は、これまで会長として、「事務組合としての健全・適正な運営」「年度更新の円滑な実施」に取組むとともに、当SRセンターの会員となって良かったと実感していただける取組について、総務委員会、業務委員会、会員委員会、研修委員会、IT委員会の各委員会及び各ブロックでの活動の柱としてきました。具体的には法改正や制度改正の周知を始め、業務に役立つ研修会や勉強会の積極開催、雇用保険の電子申請やSR-SaaSを活用した賃等報告の提出、また、会員相互の親睦を図るレクリエーション等の実施、さらに会員の皆様に助成金等できる限り還元することなどに取組んできました。これらの取組みの成果も感じていただいているものと思っておりますが、引続き当SRセンターの会員となって良かったと言ってもらえるように、これらも取組みを充実させてまいります。

所存です。

また、労働保険事務組合として、労働保険未手続一掃対策事業や建設業における社会保険未加入対策などは、労働保険事務組合連合会及び東京都社会保険労務士会そして、関係行政機関と連携し推進をしているところです。特に建設現場における労災の適用漏れを防ぐという観点から、社労士として社保加入促進、事務組合として一人親方加入促進を一層進めて行きたいと考えております。

更に、政府では「働き方改革」を提唱し推進を図っておりますが、この「働き方改革」は正に我々社会保険労務士が担っている業務に直結することでもあり、事業の拡大にも結び付くことも期待されますので、これからも情報の収集、提供に努めてまいります。

ところで、東京SR経営労務センターは昭和63年4月に労働保険事務組合として認可され、初代故柏木高美会長、故石原健三顧問をはじめ、多くの先達の大変なご尽力によりその基盤が築かれ、二代目小山昇会長、三代目新堀英行会長、四代目三井田信二会長と引き継がれ拡大・発展してきました。

来年は設立30周年となりますので、記念式典を平成30年6月27日(水)に東京ガーデンパレスにて執り行うこととしております。また、全国SR経営労務センター・福祉協会交流会は隔年で開催されておりますが、こちらもSR設立30周年ということで、東京が幹事役を仰せつかり平成30年10月12日(金)九段下にありますホテルグランドパレスで行うこととしております。それ準備段階を含めまして会員の皆様方の絶大なるご支援ご協力を賜らなければなりません。

今期におきましても、役員一同、力を合わせ一層の努力をしてまいる所存です。皆様の更なるご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

東京SR経営労務センター 平成29年度通常総代会報告

平成29年6月16日午後2時30分より、東京ガーデンパレスにおいて、平成29年度通常総代会が開催されました。

本年度は、役員改選など重要案件が熱心に討議され、審議の結果、議案第1号から第6号までの総ての議案が原案どおり承認されました。

通常総代会次第、審議事項は下記のとおりです。



田島副会長



川崎会長



住議長・山崎副議長

平成29年度通常総代会次第

1. 開会の辞	副会長 田島秀松	
2. 会長挨拶	会長 川崎秀明	
3. 出席者数の確認報告	602名（委任状を含む）	
4. 議長・副議長の選出	議長：住美賀子	副議長：山崎早苗
5. 議事録署名人の選出	太田雅美	横山玲子
6. 議事運営委員会の選出	委員長：岩元摂	副委員長：山本奈央
	田中健太	滝口修一
	吉野美奈子	

7. 議事

<審議事項>

- 第1号議案 平成28年度事業報告に関する件
第2号議案 平成28年度収入支出決算報告に関する件
（監査報告）
第3号議案 平成29年度事業計画（案）に関する件
第4号議案 平成29年度収入支出予算（案）に関する件
第5号議案 定款の一部改正（案）に関する件
第6号議案 役員の改選に関する件

<報告事項>

- (1)綱紀委員会細則の一部改正（案）
(2)会員に対する助成金支給細則の一部改正

8. 来賓祝辞	東京都社会保険労務士会	会長 大野実様
	東京社会保険労務士協同組合	副理事長 山本弘之様
	東京SR経営労務センター	顧問 新堀英行様
9. 閉会の辞	副会長 吉野美奈子	

来賓出席者御芳名

(順不同)

● 東京労働局労働保険徴収部

徴収課長補佐 田口 勝 美 様

● 東京労働局労働保険徴収部

事務組合室長補佐 前田 修 様

● 中央労働基準監督署

署長 上島 卓 司 様

● 飯田橋公共職業安定所

所長 辻 雄 史 様

● 東京都社会保険労務士会

会長 大野 実 様

● 東京都社会保険労務士政治連盟

会長 柏木 弘 文 様

● 東京社会保険労務士協同組合

副理事長 山本 弘 之 様

● 全国労働保険事務組合連合会

支部会長 田中 一 郎 様

● 飯田橋労働保険事務組合協議会

会長 下藤 正 志 様

● 東京都社会保険労務士会

会長 齊藤 充 弘 様

会長 藤田 晃 子 様

会長 介裕 智 様

会長 彦直 公 様

会長 修克 楠 様

会長 長治 梶 様

会長 真理 松 様

会長 味眞 梅 様

会長 長眞 真 様



吉野副会長



東京労働局の皆様



中央労働基準監督署
上島卓司署長



飯田橋公共職業安定所
辻雄史所長



東京都社会保険労務士政治連盟
柏木弘文会長



全国労働保険事務組合連合会東京支部
吉田一郎支部会長

平成28年度事業報告（要旨）

平成28年度における当SRセンターの主な事業内容は次のとおりです。

- ① 労働保険料の申告、納付、徴収の適正化を図り法定納期内完納に努めた。
- ② 労働保険未手続事業所に対して、積極的な加入勧奨を行い適用促進に努めた。
- ③ 個人情報の適切な保護および管理により機密保持の確保を徹底した。
- ④ 年度更新業務等の事務処理効率化に努めた。
- ⑤ マイナンバー制度に係る労働保険事務手続等について適正処理に努めた。
- ⑥ 研修会等を開催し、会員の資質の向上並びに更なる労働保険事務の円滑なる推進に努めた。
- ⑦ 新規入会者説明会を毎月2回実施した結果、新規社会保険労務士会員78名、事業主会員541事業所が入会し組織の拡大が図られた。
- ⑧ 広報活動として、会報「飛翔」を年2回発行、「東京SR労務ニュース」の希望者への配付、各種業務情報（事例集No.107～111）の提供等を実施するなど、会員へのサービス充実に努めたほか、当センター研修会開催案内を東京都社会保険労務士会会報に同封し周知した。
- ⑨ 医薬会社、医療機関と契約し、事業主会員向けに家庭常備薬、人間ドックのあっ旋を行ったほか、総合的福利厚生事業等の紹介、WEBサイトを利用した会員事務所用パンフレット・ホームページの作成支援、傷害共済制度の紹介、選択制確定拠出年金制度の紹介、エンディングプランの紹介を行った。
- ⑩ 会員への助成に関する事業を実施した。
- ⑪ 雇用保険電子申請システムの利用促進に努めた。
- ⑫ 「賃等報告」作成支援システム（SR-SaaS）の利用促進に努めたほか、法令改正等情報を随時ホームページに掲載し、電子メールにより会員への迅速な情報提供を実施した。
- ⑬ ブロック活動の一環としてブロック交流会を開催し、東京都社会保険労務士会統括支部長及び支部長を招き、ブロック会員、正副会長、会員委員会委員による意見交換を行った。
- ⑭ 東京都社会保険労務士会協力のもと、新規入会者に対して当センターのパンフレットの配付をしたほか、新規登録入会研修会において、当センターの周知と加入勧奨を実施した。
- ⑮ 平成28年10月21日(金)松山市で開催された第14回全国SR経営労務センター・福祉協会交流会に参加し、電子申請等についての情報・意見交換を行い交流を図った。
- ⑯ 平成28年7月15日(金)全国社会保険労務士会館会議室において全国SR経営労務センター・福祉



新正副会長



退任副会長花束贈呈



退任副会長挨拶



協会世話人会を開催し、全国交流会の今後の課題及び第14回全国交流会の運営等についての協議を行った。

- ⑯ 平成29年2月17日(金)千代田区内会議室において全国 S R 経営労務センター・福祉協会世話人会を開催し、第14回全国交流会を受け連合会に対する要望等についての協議を行った。

平成28年度決算報告

自 平成28年 4月 1 日 至 平成29年 3月 31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		平成28年度 決算額	勘定科目		平成28年度 決算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 会費収入①		81,106,600	1. 事業費		18,290,959
2. 会費収入②		5,330,000		(1)研修会費	1,547,662
3. 会費収入③		600,500		(2)助成費	11,438,790
4. 入会金収入		5,380,000		(3)広報活動費	2,030,230
5. 報奨金等収入		14,553,008		(4)IT対策費	528,768
	(1)報奨金	12,047,040		(5)福祉事業費	536,340
	(2)適用促進奨励金	1,764,072		(6)年度更新業務費	2,209,169
	(3)中退金等手数料	741,896	2. 管理費		95,835,621
6. 事務受託費		12,100,000		(1)人件費	56,865,518
7. 雜収入		2,320,381		(2)会議費	4,180,654
	(1)雑収入	2,316,881		(3)事務所借入等需用費	34,789,449
	(2)受取利息	3,500	3. 予備費		100,000
当期収入合計(A)		121,390,489	当期支出合計(C) 当期収支差額(A)-(C)		114,226,580 7,163,909
前期繰越金		19,846,831	前期繰越金		19,846,831
収入の部合計(B)		141,237,320	支出の部合計		141,237,320
			次期繰越支差額(B)-(C)		27,010,740
			30周年記念事業積立金 次期繰越金		1,000,000 26,010,740

平成29年度事業計画

I. 労働保険事務組合の運営に関する事業

- (1) 労働保険料の申告、納付、徴収の適正化
- (2) 労働保険未手続事業所の適用促進
- (3) 個人情報の適切な保護および管理による機密保持の徹底
- (4) 年度更新業務等の事務処理効率化
- (5) マイナンバー制度に係る労働保険事務手続等についての適正処理

II. 組織の充実に関する事業

1. 研修・講習に関する事業

- (1) 労働保険・安全衛生・人事労務管理及び経営管理に関する研修・講習の充実
- (2) 会員に対する年度更新事務を始めとした事務組合実務の研修会・講習会の開催
- (3) 加入希望社労士に対する説明会の開催（新規加入会員必須実務研修）
- (4) 外部向けセミナーの開催

2. 広報活動に関する事業

- (1) 会報「飛翔」の発行
- (2) ホームページ活用による労働保険関係情報の周知
- (3) 各種業務情報（事例等情報）の提供
- (4) 東京都社会保険労務士会会報等による広報活動
- (5) 東京都社会保険労務士会「新規登録入会研修会」等での当S Rセンターの紹介

3. 福利厚生に関する事業

- (1) 会員事業所等の福利厚生の充実支援
 - ① 定期健康診断、人間ドック・脳ドック、レディースドック等の受診あっ旋
 - ② 図書のあっ旋
 - ③ 家庭用常備薬のあっ旋
 - ④ 総合的人材確保支援とメンタルヘルスケア事業の紹介
 - ⑤ 総合的福利厚生事業等代行の紹介
 - ⑥ 傷害共済制度の紹介
 - ⑦ 選択制確定拠出年金制度の紹介
 - ⑧ エンディングプランの紹介
- (2) 社会保険労務士会員に対する支援
 - ① 事業主会員増強奨励金制度
 - ② 会員活動助成金支給制度
 - ③ 適用促進奨励費
 - ④ 中退金等手数料
 - ⑤ 業務関連図書等の紹介
 - ⑥ 事務所PR用パンフレット・ホームページの作成支援

4. IT化の促進事業

- (1) 雇用保険電子申請の利用促進
- (2) 会員への電子メールによる迅速な情報伝達の実施
- (3) 「賃金等の報告」作成支援システム（SR-SaaS）の利用促進
- (4) ホームページの充実

5. ブロック活動

- (1) ブロック内の会員相互の連携・協力と親睦の促進及び労働保険に関する勉強会等の充実
- (2) 東京都社会保険労務士会各支部会員とブロック委員との情報交換等交流及び相互協力体制の確立による会員加入の促進

6. 30周年記念事業等

- (1) 平成30年に実施する、30周年記念事業を委員会等での企画検討
 (2) 平成30年に実施する、第15回全国S R 経営労務センター・福祉協会交流会に向け委員会等での企画検討

III. 事務局の充実

- (1) 業務の簡素・効率化の推進

IV. 東京S R建設業労災福祉協会との連携強化

V. 東京都社会保険労務士会及び統括支部・各支部との連携強化

VI. 全国・関東地区等S R 経営労務センターとの交流

VII. 飯田橋労働保険事務組合協議会事業への協力

VIII. 関係団体との交流

平成29年度収支予算

自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		平成29年度 予算額	勘定科目		平成29年度 予算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 会費収入①		85,080,000	1. 事業費		23,070,000
2. 会費収入②		5,700,000		(1)研修会費	2,300,000
3. 会費収入③		750,000		(2)助成費	13,870,000
4. 入会金収入		5,400,000		(3)広報活動費	2,100,000
5. 報奨金等収入		14,700,000		(4)IT対策費	1,500,000
	(1)報奨金	12,000,000		(5)福祉事業費	800,000
	(2)適用促進奨励金	1,700,000		(6)年度更新業務費	2,500,000
	(3)中退金等手数料	1,000,000	2. 管理費		104,920,000
6. 事務受託費		12,100,000		(1)人件費	63,220,000
7. 雑収入		2,310,000		(2)会議費	5,100,000
	(1)雑収入	2,300,000		(3)事務所借入等需用費	36,600,000
	(2)受取利息	10,000	3. 予備費		1,000,000
当期収入合計(A)		126,040,000	当期支出合計(C) 当期収支差額(A)-(C)		128,990,000 △2,950,000
前期繰越金		26,010,740	前期繰越金		26,010,740
収入の部合計(B)		152,050,740	支出の部合計		152,050,740
			次期繰越支差額(B)-(C)		23,060,740

東京S R 経営労務センター会員状況 (平成29年3月31日現在)

1. 社会保険労務士会員

会員数	法人会員数	計
909 (874)	93 (73)	1,002 (947)

注) () は前年同月数です。

2. 事業主会員

事業所数	一元適用事業所	二元適用事業所	計
	2,635 (2,558)	1,371 (1,215)	4,006 (3,773)
事業場数	2,769 (2,677)	3,062 (2,668)	5,831 (5,345)

注) () は前年同月数です。

「定款」「綱紀委員会細則」「会員に対する助成金支給細則」の一部が改訂されました。

※改正内容につきましては、ホームページ会員専用ページの総代会議案書でご確認ください。

新役員紹介

(正副会長)

会長 川崎秀明
副会長 滝口修一
副会長 山本昌之
副会長 吉永晋治
副会長 吉野美奈子

(会計理事)

理事 藤井しのぶ
(千代田ブロック)
理事 河野真理
理事 滝口修一
理事 藤井しのぶ
理事 安田恵子
理事 横山玲子

(中央ブロック)
理事 太田雅美
理事 金光仙明
理事 川崎秀信
理事 西嶋良信

(城西ブロック)
理事 石川光子
理事 飯塚加壽子
理事 井下英譽
理事 岩植剛
理事 吉田開久子

(臨海ブロック)

理事 榎本行雄
理事 押野千恵美
理事 德畠園江三
理事 平澤貞健次郎
理事 藤原澤和哉

(山手ブロック)
理事 小磯優子
理事 佐尾輝
理事 住美賀子
理事 中村美智子

(城北ブロック)
理事 阿藤明通
理事 岩元樹
理事 神田次英
理事 河野松江
理事 後藤苗治

(城東ブロック)
理事 猪野正己
理事 薄野保正
理事 遠藤基
理事 吉永晋治
理事 吉田正元

誠一之
了昌男
中井保美
田内恵弘
向山雅子
事内香
事亀近藤
事田藤
事取谷
事香谷
事亀康
事近藤
(武蔵野ブロック)
理事 田中雅
理事 田中弘
理事 田中陸
理事 田中治
理事 田中真
理事 田中奈
理事 田中祐
理事 田中野
理事 笠島
理事 小林
理事 沼島
理事 高橋
理事 高吉
理事 野美
理事 美奈
理事 美奈子

(事務局)

常務理事 清野博之

(監事)

監事 小林幸雄
監事 中川一夫

(顧問)

顧問 大槻哲也
顧問 新堀英信
顧問 三井田二行

新ブロック委員紹介

(千代田ブロック)

ブロック長 河野真里
副ブロック長 藤井しのぶ
委員 藤井基樹
委員 細川宏美
委員 安田恵子

(中央ブロック)

ブロック長 太田雅美
副ブロック長 鈴木千恵子
委員 川崎祐子
委員 佐藤康三
委員 府川芳枝
委員 森泉浩一

(城西ブロック)

ブロック長 井下英譽
副ブロック長 飯塚加壽子
委員 石川光子
委員 植本剛
委員 吉開久子

(臨海ブロック)

ブロック長 平澤貞三
副ブロック長 德畠園江
委員 大西貴
委員 折笠総子
委員 加藤陽子
委員 藤原健次郎
委員 三科弘正

(山手ブロック)

ブロック長 佐尾輝
副ブロック長 大竹正夫
委員 小磯優子
委員 杉村卓哉
委員 住美賀子

(城北ブロック)

ブロック長 永田幸江
副ブロック長 後藤正英
委員 大木美登里
委員 鈴木直澄
委員 曾布川哲也
委員 武江勇

(城東ブロック)

ブロック長 薄井 正己
副ブロック長 土田 三男
委 員 天野 浩恵
委 員 鹿野 智昭
委 員 松山 正光
委 員 三浦 信二

(武藏野ブロック)

ブロック長 内田 保男
副ブロック長 亀谷 康弘
委 員 近藤 雅幸
委 員 熊谷 祐子
委 員 永井 康幸
委 員 吉村 光弘

(多摩ブロック)

ブロック長 高橋 祐子
副ブロック長 犀川美佐緒
委 員 笠島 弘睦
委 員 菅沼真奈美
委 員 松本 貴孝

新委員会委員紹介

(総務委員会)

委員長 山崎 早苗
副委員長 岩元 摂
委員 今井 裕一
委員 柱山 歩
委員 原 幸一郎
委員 山本 奈央

(業務委員会)

委員長 太田 雅美
副委員長 横山 玲子
委員 金田 千鳥
委員 金光 仙子
委員 神田 一樹
委員 藤井 基樹

(研修委員会)

委員長 住 美賀子
副委員長 亀谷 康弘
委員 井下 英譽
委員 曽布川哲也
委員 畑野 博
委員 平澤 貞三
委員 藤井しのぶ

(IT委員会)

委員長 佐尾 輝
副委員長 佐藤 信
委員 石川 政告
委員 濱塚 和彦
委員 向井 了一

(会員委員会)

委員長 飯塚加壽子
副委員長 安田 恵子
委員 折笠 総子
委員 近藤 雅幸
委員 佐藤 康三
委員 永田 幸江
委員 松本 貴孝
委員 松山 正光

(綱紀委員会)

委員長 植本 剛
副委員長 田島 秀松
委員 小磯 優子
委員 西嶋 良信

東京SR建設業労災福祉協会

平成29年度通常総代会報告

平成29年度通常総代会が、平成29年6月16日（金）東京ガーデンパレスにおいて開催され、議案第1号から第5号まで総ての議案が原案どおり承認されました。

また、第二種特別加入制度の周知が図られ、新規加入会員704名を加え、会員数は平成29年3月31日現在2,765名となりました。

平成28年度事業報告（要旨）

平成28年度における本会の主な事業内容は次のとおりです。

- ① 東京SR経営労務センターとの事務処理委託契約に基づき、労働保険料の申告・納付について適正な処理を行った。また、入会申込を受理した際には、行政への迅速な加入申請を行い、一人親方会員の安定就労に寄与したほか、特定業務従事者への加入時健診実施の徹底に努めた。
- ② 個人情報の適切な保護及び管理の徹底に努めた。
- ③ 新規一人親方会員加入促進のためのパンフレットを配布するなど、当会の周知に努めた。
- ④ 東京都社会保険労務士会「新規登録入会研修会」等による当会の周知並びに東京SR経営労務センター会報（飛翔第50号）への事業報告の掲載及び東京SR経営労務センター各委員会と連携のもと当会の周知と利用促進に努めた。
- ⑤ 東京SR経営労務センターと協力し、社会保険労務士会員を通じ一人親方会員に対する安全作

業及び衛生教育等に関する指導の徹底を図った。

- ⑥ 医薬会社、医療機関と契約し、一人親方会員向けに家庭常備薬、人間ドックのあっ旋を行ったほか、オリジナル手帳を配付するなど会員福利厚生の充実支援に努めた。
- ⑦ 担当社会保険労務士会員への助成に関する事業を実施した。
- ⑧ 労災保険制度並びに労災保険特別加入の必要性を周知するため「一人親方等の労災保険のしおり」の配付を行った。
- ⑨ 東京SR経営労務センターIT委員会との連携協力のもと、ホームページを活用した広報と情報の提供を図った。

平成28年度決算報告

自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位:円)

勘定科目		平成28年度 決算額	勘定科目		平成28年度 決算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 入会金収入		2,112,000	1. 事業費		14,598,763
2. 会費収入		31,921,000		(1) 広報活動費	1,118,605
3. 雑収入		496,629		(2) 研修会費	269,136
				(3) 支払手数料	281,772
				(4) 会員拡張奨励金	12,768,400
				(5) 年度更新業務費	160,850
			2. 管理費		17,621,351
				(1) 諸会議費	939,536
				(2) 事務委託費等需用費	16,681,815
			3. 予備費		759,000
当期収入合計(A)		34,529,629	当期支出合計(C) 当期収支差額(A)-(C)		32,979,114 1,550,515
前期繰越金		6,584,040	前期繰越金		6,584,040
収入の部合計(B)		41,113,669	支出の部合計		41,113,669
			次期繰越取支差額(B)-(C)		8,134,555

平成29年度事業計画

I. 労働保険事務処理に関する事業

- (1) 東京SR経営労務センターとの連携のもと円滑な事務処理を図る。
- (2) 労働保険料の管理、申告・納付、年度更新等の的確な事務処理を行う。
- (3) 個人情報の適切な保護及び管理を徹底する。

II. 組織の拡充に関する事業

- (1) パンフレットの配布を行うとともに、新規加入者用労災保険給付のしおりの配付等により当会及び労災保険制度の周知を図り、新規会員の加入促進を行う。
- (2) 東京都社会保険労務士会等の協力を得て、当会の周知と更なる利用の拡大を図る。
- (3) 平成30年に実施する、25周年記念事業を東京SR経営労務センター委員会等との連携のもと企画検討を行う。

III. 研修、講習等に関する事業

- (1) 東京SR経営労務センターと協力を図り、社会保険労務士会員を通じ一人親方会員に対する安全作業及び衛生教育に関する周知の徹底を行い業務災害防止に努める。
- (2) 建設業における特別加入制度の周知と活用促進に努める。

IV. 福祉の向上に関する事業

- (1) 一人親方会員福利厚生の充実支援に関する事業
 - ① 定期健康診断、人間ドック・脳ドック、レディースドック等の受診あっ旋
 - ② 家庭用常備薬のあっ旋
 - ③ オリジナル手帳の作成配付
- (2) 社会保険労務士会員への助成に関する事業

① 会員拡張奨励金事業の継続実施

V. 広報活動に関する事業

- (1) 東京 S R 経営労務センター会報（飛翔）に、本会の事業内容を掲載し周知を行う。
- (2) 東京 S R 経営労務センター I T 委員会との連携協力のもと、東京 S R 経営労務センターホームページ等を活用した広報と情報の提供を図る。

平成29年度収支予算

自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		平成29年度 予算額	勘定科目		平成29年度 予算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 入会金収入		2,100,000	1. 事業費		15,850,000
2. 会費収入		32,549,000		(1)広報活動費	2,000,000
3. 雑収入		70,000		(2)研修会費	300,000
				(3)支払手数料	350,000
				(4)会員拡張奨励金	13,000,000
				(5)年度更新業務費	200,000
			2. 管理費		18,509,200
				(1)諸会議費	1,000,000
				(2)事務委託費等需用費	17,509,200
			3. 予備費		359,800
当期収入合計(A)		34,719,000	当期支出合計(C) 当期収支差額(A)-(C)		34,719,000 0
前期繰越金		8,134,555	前期繰越金		8,134,555
収入の部合計(B)		42,853,555	支出の部合計		42,853,555
			次期繰越収支差額(B)-(C)		8,134,555

新役員紹介

会長	川崎 秀明
副会長	滝口 修一
副会長	山本 昌之
副会長	吉野美奈子
理事	石川 英豊
理事	植本 剛

理事	薄井 正己
理事	佐尾 輝
理事	椎野登貴子
理事	田島 秀松
理事	林 智子
理事	吉永 晋治

常務理事	清野 博之
監事	小林 幸雄
監事	中川 一夫
顧問	新堀 英行
顧問	三井田信二

ヨガの師匠

中央ブロック 佐 藤 康 三

「ヨガの目的は神に通じることです。」と聞けば、きっと「怪しい」と思われることでしょう。しかし、私が2015年1月から通っているヨガ教室の先生はそう言って憚りません。私がそのことを他人に言うと、「宗教ですか?」「いえ、違います。」「お金が高いでしょう?」「いえ、月3回レッスンで月額3,000円です。」「では入会金名目で多額の支払いを要求されるのではないですか?」「いえ、入会金は不要です。」「高い壺でも買わされるのでは?」「いえ、そんなことは全くありません。むしろ、毎回ヨガが終わった後には美味しい抹茶とお菓子を出して頂けるのです。」というような会話になります。

私のヨガの師匠は足立区竹ノ塚の地主一族の茶道・華道の免状を持つ70歳過ぎの男性です。自宅の一室を教室とし、生活のためになくご自身が習得されたヨガを一人でも多くの方に伝えたいと思っておられるので、そんな安い価格で指導できるのでしょうか。

異常に身体の硬い私は通い始めた当初、とても心配でした。鍼灸治療師でもある母からお前は骨盤が狭くなっているので開脚等下半身の柔軟性は構造上無理だと言われていたことも大きく影響していたと思います。しかし、ラッキーだったのは、生徒の年齢が50代60代でそれ程身体の柔らかい人がいなかったことです。これがレオタードを着てacroバット的な動きの出来る若い女性ばかりなら、レベル差がありすぎて恥ずかしくて到底通い続けることが出来なかつたのではないかと思います。

しかし、そうはいっても習い始めは大変でした。筋肉痛はもちろん、目が充血したり目やにが出たり、身体に様々な異変が生じました。しかし、それも我慢しながら半年ほど頑張ったらようやく落ち着いてきました。それでも習い始めた当初からこれは無理だな、と思うポーズがありました。「三点倒立」です。しかし、継続は力なりですね。段々自分にも出来るのではないか、出来るようになりたい、と思えるようになり、何回もひっくり返りながらも練習して、ようやく今年の初めにできる様になりました。

習い始めて2年半が経過しました。現時点でのヨガの効果といえば、体重が減ったこと、リバウンドしないこと、姿勢が良くなったこと、丹田に力が入るようになったこと等でしょうか。残念ながら、神に通じることは出来ておりません。大体、先生自身が神に通じる力を持ち合わせていないと仰っています。(先生の師匠は神に通じることの出来る人だったようです) ただ、神に通じるための心得は厳しく教えられます。それは、「良いことをして悪いことをしない」ことです。その理由は、精神(または靈的)世界は感情的な世界なので、怒り・妬み・憎しみ・恨み・我欲等の感情を持ったまま瞑想で精神世界に入れば低級靈にとりつかれることがあるのだそうです。だから、高級靈との交信が出来るためには、自分のことはさておいても他人に対して尽くせる心根が必要なんだとか。たとえ神に通じることが出来ないとしても、それらは人間生活をしていく上でとても大切なことではないでしょうか?

先生のご自宅の庭には様々な花が咲いていて、いつも玄関には生け花、教室部屋には一輪挿しが置かれています。私は審美眼に欠ける人間ですが、この一輪挿しには毎回心を奪われます。そして、お茶の作法。正式な作法ではないとしても、凛とした空気が漂います。かつて、「私はヨガを習いに来ているだけであって、お茶はいりません」といった方がいたそうです。先生は丁重に教室への出入りを断られたそうです。だから、現在生徒数はわずか7名しかいません。世間にへつらわず、自分の信念を貫く先生の生き様に感服している次第です。



やっとたどり着いた湯ノ湖への旅

臨海ブロック 折 笠 総 子

毎年のことながら、奥日光にある休暇村日光湯元に宿泊するために浅草駅を9時30分発の特急に乗って、これで安心あと1時間半後には東武日光駅に着くと、ゆったり座席で足を伸ばしていました。

ところが、春日部駅の少し手前で、車内アナウンスがあり、「幸手で踏切事故があり、いつ復旧するか分からないので、この電車は春日部駅で終わりです」と言われました。

終わりですと言われて、どうするのだと心配になり、父が車掌に聞きに行くと、とにかく、「自分のところには何の連絡もありませんので、駅で駅員に聞いてください」ということでした。春日部駅に降りて駅員に聞くと、「大宮へ行ってください」ということなので、言われるままに大宮駅行きの電車に乗って大宮駅に行ったら、JRにも事故があって、大宮駅のホームは、あっちもこっちも電車が停車していました。

どうしようかと、あっちのホーム、こっちのホームと駆け上がったり、駆け下りたりしましたが、とにかくどの電車も出発する様子がありません。ふと考えて大宮から新幹線に乗って宇都宮に行く手があると判断して、急いで新幹線乗り場に行って、新幹線に乗って宇都宮に行きました。宇都宮からJRの日光駅にたどり着いたのは、14時過ぎでした。浅草から1時間半で着く予定が、結局4時間半かかってやっと日光に着いたことになります。

ここから湯元までは、バスでさらに1時間半です。湯元温泉に着いたのは4時頃です。疲れ果てて、食事をして温泉に入って、その日は休みました。

こんなトラブルは、なんとか日光旅行をしていますが、初めてでした。

翌日は気を取り直し、宿舎を出て湯ノ湖の散策路に入りました。

湯ノ湖は、栃木県の奥日光にあり、南側には湯滝、その先は戦場ヶ原へと続くハイキングコースになっています。湖面の標高が1500メートル近いため、湖畔は、東京とは別世界で夏を涼しく過ごすことができます。湯ノ湖の周りは、自然豊かで、トウゴクミツバツツジ、シャクナゲ、シラカバ、ヤマザクラ、カラマツ、カツラをはじめ、四季折々の植物を楽しむことができます。

湯ノ湖の水は、日光白根山からの水に加え、湖畔にある湯元温泉からのお湯も流れ込んでいますが、水深12mと浅いことと奥日光の冬の寒さが厳しいことから、全面氷結することもあるそうです。水はとても綺麗で5月から9月の解禁期間中は、ニジマスやカワマス、ヒメマスな

どを目当てに、岸釣りや舟釣りをする人で賑わっている、そんな湖です。

この日は、久しぶりにボートに乗りました。湯ノ湖は釣り人が多いので、邪魔をしないよう注意して漕ぎ、40分間で湖の北の端から南の端近くまで行って帰ってきました。途中、鴨の親子の列を見かけることもできたり、いつも見ていた湖畔からの景色とは違って、湖面から見える景色はまた格別でした。

ボートを降りて湖畔の散策路を歩き始めました。戦場ヶ原もそうですが散策路の多くは木道が整備されていて、アップダウンも少なくとても歩きやすい道です。しかし少し行くと「兎島」という湯ノ湖の地続きの島があったので、そちらを回ったとたん、道は手つかずの自然そのままの山道で、石はゴロゴロと転がっていて起伏もあり、木道とは大違いでしたが、都会では味わえない自然を大いに楽しみました。

兎島を抜けて湯滝の滝上に出ました。ここから緑の木々の合間から滝を横目に見ながら、湯滝に沿って石段の道を一步一歩降りて、湯滝にたどり着きました。湯滝はいつ行っても水量が多く、迫力があって飽きることはありません。湯滝のマイナスイオンを十分に浴びて宿舎に帰りました。

5、6時間かけて日光湯元に来た甲斐がありました。



東京オリンピック

多摩ブロック 松 本 貴 孝

2020年に開催される夏季オリンピック・パラリンピックの開催都市にローマ（イタリア）・マドリード（スペイン）・イスタンブル（トルコ）・バクー（アゼルバイジャン）・ドーハ（カタール）・東京（日本）の6都市が正式に立候補し1次選考の結果、マドリード・イスタンブル・東京の3都市が正式立候補都市に選出され、2013年9月にアルゼンチンの首都ブエノスアイレスで開催されたIOC総会で最終選考が行われ決選投票の結果、東京がイスタンブルを上回り1964年の東京オリンピック以来56年ぶりの夏季オリンピック開催地に選ばれました。当時の様子は皆様もテレビなどでご覧になり記憶に新しいことと思います。

東京オリンピックの開催には、国内では運営費や公共交通機関の混雑・宿泊施設の不足、防犯など改善しなければならない問題も多くありますが大会を成功させるため是非とも知恵を出し安全で納得できるような対策を実施して頂きたいと思います。

私自身は、東京オリンピックを大変楽しみにしております。1970年生まれのため1964年の東京オリンピック時はまだ誕生しておりません。

夏季オリンピックの雰囲気を身近で感じることができるのは2020年の東京オリンピックが最後のチャンスかもしれないと思っております。

また、私が住む東京都町田市においても東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地招致を推進しております。



町田市をホームとするサッカーF C町田ゼルビア（J2リーグ）やフットサルA S Vペスカドーラ町田（Fリーグ）などがありトレーニングキャンプ地としての環境は整っており、交通においても本会場、空港から便利で快適なアクセスが可能です。横浜と八王子を結ぶJR横浜線、新宿と小田原・江の島を結ぶ小田急線がクロスする「町田駅」は都内屈指のターミナル駅です。また、空港（成田・羽田）まで直行のリムジンバスや小田急線には特急のロマンスカーもあります。

町田市から委託を受けて町田を宣伝している者ではありませんが、町田市は神奈川県ではなく東京都ということと、とてもいい場所ということを皆様には知って頂きたいと思います。箱根に行く際は、途中下車してみて下さい。

オリンピックの開催地が東京に決定されてから約4年が経過致しました。また開催まであと約3年となりました。あっという間だと思います。沢山の感動的な場面を間近で見ることができます。

私自身、だらしない性格もあったのですが大学卒業時、就職難の時期も重なり思うような就職ができず、28歳のときの社労士試験合格まで長く先の見えない厳しい時期でした。

その時期に見たオリンピックでは選手と自分の状況を重ね合わせて見ておりました。選手が勝っても負けてもとても励まされた記憶が今でもあります。

おかげ様で社労士試験合格後は、約3年半事務所での経験を積ませていただきその後、独立開業し、お客様も少しずつ増え仕事として成り立つまでになりました。

あの時にもし諦めていたら今どうしているのかが全く想像もつきません。オリンピックが4年に1度開かれる諸説はいくつかあるようですが、自分にとってのオリンピック開催は今でも自分を見つめ直す時期であり、また新たな目標を立てる重要な時期になっております。



行政窗口情報

<ハローワーク飯田橋>

平成29年10月より育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されます

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

改正内容

育児休業給付金は、原則1歳に達する日前までの子を養育するための育児休業を取得した場合に支給されます。

これまで、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できましたが、さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになります。

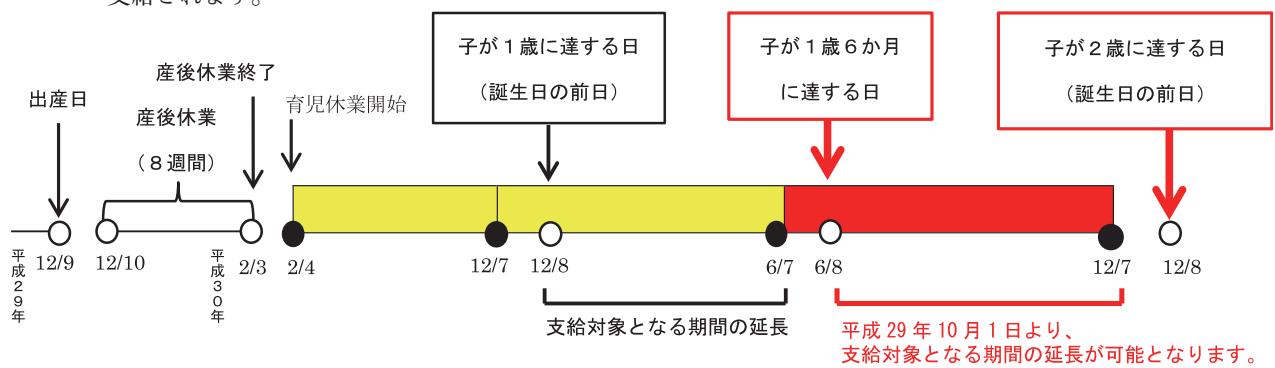
子が2歳に達する日前まで支給対象期間を延長するには、子が1歳6か月に達する日の翌日において保育所等における保育の実施が行われないなどの理由に該当することが必要になるため、子が1歳に達する日の翌日において該当した延長理由に関わらず、改めて確認書類の提出が必要となるご留意ください。

なお、今回の改正は、子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象となります（=子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に対象となります。）。

（注）期間雇用者の方は、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が2歳までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。

例) 支給対象となる期間の延長を2回行い、子が2歳に達する日前までに育児休業を行った場合

（注）育児休業給付金は、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）について支給されます。



延長できる理由

- ア 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- イ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳6か月に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が死亡、負傷、疾病等に該当した場合

詳細はハローワークにお問い合わせください



<中央労働基準監督署>

労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日に厚生労働省から発出された「新ガイドライン」の内容をご説明します。

1 ガイドラインが適用される労働者

労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者が適用になりますが、ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図るために、適正な労働時間管理を行う責務が使用者にあります。

2 労働時間の考え方

労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間が労働時間です。使用者の明示的又は默示的な指示により労働者が業務に従事する場合、その時間は労働時間に当ります。具体的には以下の時間です。

ア 使用者の指示により就業を命じられた業務に必要な準備行為や業務終了後、業務に関連した後始末を事業場内で行った時間

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務従事することを求められ、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加が業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

ただし、これら以外でも、使用者の指揮命令下に置かれている時間について、労働時間として取り扱う必要があります。この場合、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価できるか否かにより定まります。また、使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていましたかどうかなどから、個別具体的に判断されます。

3 労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置

以下の措置を講じて下さい。

- (1) 労働日ごとの始業・終業時刻の確認及び記録
- (2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

ア 使用者が、自ら現認、確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行わざるを得ない場合の措置

ア 労働者に対して、労働時間を正しく記録し、適正に自己申告を行うことについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、ガイドラインに従い、講すべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコン使用時間記録などのデータを有している場合に労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで判明した事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由の報告が適正に行われているか確認すること。その際、休暇や自主的な研修、教育訓練、学習等であり、労働時間ではない、と労働者から報告されても、実際は、使用者の指揮命令下に置かれていてと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 時間外労働の時間数の上限を超える申告を認めない等、労働者の適正な申告を阻害する措置を講じないこと。

また、時間外労働削減の社内通達や時間外手当の定額払措置が、労働者の適正な申告を阻害する要因となっていないかを確認、改善すること。

さらに、法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）により延長可能な時間数を超えて労働しているのに、これらを遵守しているかのように慣習的に労働時間の管理者等により記録されていないかを確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調整

(5) 労働時間の記録に関する書類の3年間の保存

事務局からのお知らせ

☆労働保険料口座引落のお勧め

労働保険料の納付につきましては、振込手数料のかからない口座引落をお勧めします。

◎第2期労働保険料 口座引落日
平成29年10月31日(火)

◎第3期労働保険料 口座引落日
平成30年1月31日(水)

口座引落をご利用でない方も、指定された納付日までに納入くださいますよう、お願ひいたします。

☆口座引落金融機関の変更、新規登録について

口座引落金融機関の変更、または新規登録を希望される場合は、「口座振替依頼書」の提出が必要です。

平成29年度第3期保険料引落で変更または新規登録をご希望の場合は、平成29年11月30日(木)までに金融機関の確認印のある、「口座振替依頼書」を事務局あて（必着）ご提出ください。

上記期日以降提出につきましては、平成30年度からの口座変更登録・口座新規登録となりますのでご了解ください。

また、郵送物の宛名・送付先変更も同様の取扱いとなりますので、お早めに「名称・所在地等変更届」等の書類提出をお願いします。

編集後記

▶「委員長よろしく」と言われ引き受けたものの大変さが身にしみるこの頃…飛翔の発行（年2回）。レクリエーション 来年迎える東京SR30周年記念行事の準備等々 会員委員の皆様、ご助力よろしくお願い致します。

▶今年の表紙は昨年から「山の日」が始まったことを受けて、「山」シリーズとなった。まずは北アルプスの雄、槍ヶ岳の登場である。槍ヶ岳は天を摩するようなその姿かたちから、多くの人のあこがれとなっている山である。写真を撮影したのは一昨年の9月下旬。真っ青な空とハイマツの緑、そして赤く色づいたウラジロナナカマド。その中にすくと立った槍ヶ岳は他の山とは違った深い威厳をたたえてあたりを睥睨していた。一度見たら忘ることのできない神々しい風景である。いま私が狙っているのはダイヤモンド富士ならぬダイヤモンド槍である。槍の穂先に陽が沈むその一瞬を求めて表銀座（常念岳や燕岳のある北アルプスの稜線）に登ったりもしたが、日没時に霧がかかるなどしてなかなかそのチャンスに巡り会えない。

担当副会長／吉野美奈子

会員委員会／飯塚加壽子、安田恵子、折笠総子、近藤雅幸、佐藤康三、永田幸江、松本貴孝、松山正光

☆社会保険労務士会員の皆様へ

現在東京SRでは「SRメールニュース」により情報発信を行なっております。

メールアドレス未登録の社会保険労務士会員の方は、東京SRホームページの「会員登録はこちらから」より、ご登録ください。

また、東京SRでは雇用保険の電子申請手続きも本格稼働しております。まだご利用されていない社会保険労務士会員の方は、便利で簡単な電子申請手続きを是非ご利用ください！！

事務局人事異動

○採用（平成29年2月11日付）

真野裕一郎

清水 裕貴

○退職（平成29年7月10日付）

加藤 寛子

○昇格（平成29年7月11日付）

稻葉理恵子 課長を任ずる

池田 亜希 課長代理を任ずる

手串 圭佑 主任を任ずる



今年度・来年度の会報表紙写真のテーマは「山」です。連絡先：03-3264-0751(事務局)

◆表紙の題字は、初代会長、柏木高美氏の筆によるものです◆